

新旧対照表

【計画書本体】

変更前	変更後
1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県綾歌郡綾川町 2 構造改革特別区域の名称 安心・安全の給食特区 3 構造改革特別区域の範囲 香川県綾歌郡綾川町の一部（綾上地域） 4 構造改革特別区域の特性 (1) 人口 綾川町（以下「本町」という。）の人口は、平成 12 年の 26,205 人以降、減少傾向にあり、平成 27 年には 23,610 人となっており、山間部を中心に自然減が続いていますが、近年は一部中心地では転入者の増加による社会増となっています。 (2) 出生数及び出生率 本町の出生数は、平成 12 年から平成 17 年にかけては増加傾向にあり平成 17 年度に 170 人でピークになりましたが、近年は減少傾向にあります。 (3) 世帯数 世帯数は、人口が減少している一方で増加傾向にあります。 また、1 世帯当たりの人口も令和 2 年には 2.56 人と、若年世帯の流入などにより、核家族化が急速に進行している。	1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県綾歌郡綾川町 2 構造改革特別区域の名称 安心・安全の給食特区 3 構造改革特別区域の範囲 香川県綾歌郡綾川町の一部（綾上、<u>羽床</u>地域） 4 構造改革特別区域の特性 (1) 人口 綾川町（以下「本町」という。）の人口は、平成 12 年の 26,205 人以降、減少傾向にあり、平成 27 年には 23,610 人となっており、山間部を中心に自然減が続いていますが、近年は一部中心地では転入者の増加による社会増となっています。 (2) 出生数及び出生率 本町の出生数は、平成 12 年から平成 17 年にかけては増加傾向にあり平成 17 年度に 170 人でピークになりましたが、近年は減少傾向にあります。 (3) 世帯数 世帯数は、人口が減少している一方で増加傾向にあります。 また、1 世帯当たりの人口も令和 2 年には 2.56 人と、若年世帯の流入などにより、核家族化が急速に進行している。

◆人口、出生数、世帯数等の推移（国勢調査）					
単位：人、％					
区 分	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2 年
総 人 口	26,205	25,628	24,625	23,610	22,639
年少人口 (0歳～14歳)	3,665	3,317	3,042	2,777	2,625
構成比	14.0	12.9	12.4	11.8	11.6
生産年齢人口 (15歳～64歳)	16,243	15,692	14,506	13,014	11,877
構成比	62.0	61.2	59.1	55.1	52.3
高齢者人口 (65歳以上)	6,295	6,608	7,006	7,808	8,191
構成比	24.0	25.8	28.5	33.1	36.1
出 生 数	142	170	152	162	114
出 生 率	5.4	6.6	6.2	6.9	5.0
世 帯 数	7,996	8,292	8,409	8,548	8,858
1世帯当たりの人口	3.28	3.09	2.93	2.76	2.56

※平成12年～平成17年は旧綾上町と旧綾南町のデータの合算

※出生数及び出生率は綾川町資料による（数値は各年度末時点）

(4) 保育の状況

現在町内には認定こども園が6か所（全て町立）あり、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育を実施しているほか、地域の子育て支援機関としての地域子育て支援センター事業や育児相談や交流事業などの各種取組を行っている。

核家族化や女性の社会進出増加に伴い、保育需要が急速に大きくなってきたため、保育所の新設や定員を増加するなど、保育需要に対応してきたところである。現在、こども園の総定員は945名である。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、核家族化が進行し、就業する女性が増加すると共に、子育てへの支援や保育施設に対する期待は大きくなっている。

このような状況の下、町立山田こども園の給食については、調理を綾川町学校給食調理場（調理業務民間委託）で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実が図られている。令和3年度で綾上地域における学校等の統廃合が行われ粉所幼稚園・綾上中学校が廃止された。綾川町学校給食調理場の給食提供数が減少したため、綾上地域の町立羽床上こ

◆人口、出生数、世帯数等の推移（国勢調査）					
単位：人、％					
区 分	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2 年
総 人 口	26,205	25,628	24,625	23,610	22,639
年少人口 (0歳～14歳)	3,665	3,317	3,042	2,777	2,625
構成比	14.0	12.9	12.4	11.8	11.6
生産年齢人口 (15歳～64歳)	16,243	15,692	14,506	13,014	11,877
構成比	62.0	61.2	59.1	55.1	52.3
高齢者人口 (65歳以上)	6,295	6,608	7,006	7,808	8,191
構成比	24.0	25.8	28.5	33.1	36.1
出 生 数	142	170	152	162	114
出 生 率	5.4	6.6	6.2	6.9	5.0
世 帯 数	7,996	8,292	8,409	8,548	8,858
1世帯当たりの人口	3.28	3.09	2.93	2.76	2.56

※平成12年～平成17年は旧綾上町と旧綾南町のデータの合算

※出生数及び出生率は綾川町資料による（数値は各年度末時点）

(4) 保育の状況

現在町内には認定こども園が6か所（全て町立）あり、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育を実施しているほか、地域の子育て支援機関としての地域子育て支援センター事業や育児相談や交流事業などの各種取組を行っている。

核家族化や女性の社会進出増加に伴い、保育需要が急速に大きくなってきたため、保育所の新設や定員を増加するなど、保育需要に対応してきたところである。現在、こども園の総定員は945名である。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、核家族化が進行し、就業する女性が増加すると共に、子育てへの支援や保育施設に対する期待は大きくなっている。

このような状況の下、町立山田こども園の給食については、調理を綾川町綾上学校給食調理場（以下「学校給食調理場」という。）で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実が図られている。令和3年度で綾上地域における学校等の統廃合が行われ粉所幼稚園・綾上中学校が廃止された。学校給食調理場の給食提供数が減少したため、綾上地域の町

ども園を新規に追加することで綾上地域すべてのこども園・小学校での一体的な食育の推進が図られる。

一つの施設で栄養士がこども園・小学校と0歳から12歳までの給食の献立を作成することにより、子ども達の発達段階に応じたバランスのとれた、給食を提供することができる。

また、学校給食調理場において、食材の一括仕入れが行われることにより、地元農家の葉物野菜・果物栽培をより普及することが可能となり、地産地消の推進となる。

今回、羽床^上こども園を追加対象にしたのは、学校給食調理場に近い施設であることから費用対効果を鑑み計画した。

6 構造改革特別区域計画の目標

綾上地域の綾上小学、山田こども園及び羽床上こども園の給食に関し、学校給食調理場（調理業務民間委託）において約320食分の給食の調理を行い、小学校、各こども園に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定しその推進を図る。

- (1) 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- (2) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。
- (3) 乳幼児期から豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなどの食育を推進する。

立羽床上こども園を新規に追加することで綾上地域すべてのこども園・小学校での一体的な食育の推進が図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園の給食を学校給食調理場から搬入することにより、さらなる経費の削減につなげる。

一つの施設で栄養士がこども園・小学校と0歳から12歳までの給食の献立を作成することにより、子ども達の発達段階に応じたバランスのとれた、給食を提供することができる。

また、学校給食調理場において、食材の一括仕入れが行われることにより、地元農家の葉物野菜・果物栽培をより普及することが可能となり、地産地消の推進となる。

今回、羽床こども園を追加対象にしたのは、こども園の調理場の現状及び周辺の調理施設の状況から費用対効果を鑑み計画した。

6 構造改革特別区域計画の目標

綾上地域の綾上小学、山田こども園及び羽床上こども園に加え、羽床地域の羽床こども園の給食に関し、学校給食調理場（調理業務民間委託）において約390食分の給食の調理を行い、小学校、各こども園に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定しその推進を図る。

- (1) 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- (2) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。
- (3) 乳幼児期から豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなどの食育を推進する。

(4) 業務の集約などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。 (5) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (1) 地産地消の推進 地域の信頼できる食材供給先と連携し、地域からの食材調達を行うことにより、地産地消を実践する。 地産地消を推進する上で、地元特産品や地元生産者による新鮮で、安全、安心な食材の納入に努めるなど、地域の業者、生産者の活用を図ることにより地域経済の活性化に貢献する。 (2) 人材の雇用・研修 調理施設を同一とすることで、調理員に対しての資格研修を実施することが容易になり、キャリアアップにつながる。 (3) 地域住民との連携 学校給食調理場の一般公開や施設を活用した親子料理教室の開催など、保護者との連携がとれやすくなり、広く家庭に向けた食育の情報発信（ホームページなど）なども可能となる。 8 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	(4) 業務の集約などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。 (5) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (1) 地産地消の推進 地域の信頼できる食材供給先と連携し、地域からの食材調達を行うことにより、地産地消を実践する。 地産地消を推進する上で、地元特産品や地元生産者による新鮮で、安全、安心な食材の納入に努めるなど、地域の業者、生産者の活用を図ることにより地域経済の活性化に貢献する。 (2) 人材の雇用・研修 調理施設を同一とすることで、調理員に対しての資格研修を実施することが容易になり、キャリアアップにつながる。 (3) 地域住民との連携 学校給食調理場の一般公開や施設を活用した親子料理教室の開催など、保護者との連携がとれやすくなり、広く家庭に向けた食育の情報発信（ホームページなど）なども可能となる。 8 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
--	--

【計画書別紙】

変更前	変更後
1 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 - 公立幼保連携型認定こども園 町立山田こども園 - 公立保育所型認定こども園 町立羽床上こども園 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>2023（令和5）年9月1日</u> 4 特定事業の内容 (1) 事業の主体 香川県綾歌郡綾川町 (2) 事業の区域 香川県綾歌郡綾川町の一部 (3) 事業の実施時期 <u>2023年9月1日から</u> (4) 事業の内容 町立山田こども園、羽床上こども園の園児（及び職員）の給食を、学校給食調理場において調理を行い、<u>山田こども園、羽床上こども園</u>に搬入する。夏季休業中等の長期休業中においても、同様に実施する。 5 当該規制の特例措置の内容 (1) 公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所型認定こども園への給食の外部搬入の実施について 公立幼保連携型認定こども園及び公立保	1 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 - 公立幼保連携型認定こども園 町立山田こども園 - 公立保育所型認定こども園 町立羽床上こども園 <u>町立羽床こども園</u> 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特別区域計画の認定を受けた日</u> 4 特定事業の内容 (1) 事業の主体 香川県綾歌郡綾川町 (2) 事業の区域 香川県綾歌郡綾川町の一部 (3) 事業の実施時期 <u>2025年4月1日から</u> (4) 事業の内容 町立山田こども園、羽床上こども園、<u>羽床こども園</u>の園児及び職員の給食（<u>おやつ含む</u>）を、学校給食調理場において調理を行い、<u>各園</u>に搬入する。夏季休業中等の長期休業中においても、同様に実施する。 5 当該規制の特例措置の内容 (1) 公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所型認定こども園への給食の外部搬入の実施について 公立幼保連携型認定こども園及び公立保

育所型認定こども園への給食の外部搬入を実施するにあたって、「幼保連携型認定こども園における外部搬入等について」（平成 28 年 1 月 18 日付子本第 448 号・27 文科初第 1183 号・雇児発第 0118 号第 3 号）及び「保育所における食事の提供について」（平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号）を遵守する。

- (2) 調理場として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

山田こども園、羽床上こども園には以下の設備を有しており、手作りおやつの調理や軽度の下痢、嘔吐等の体調不良児に対応した調理も可能である。

主な調理設備 シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ

- (3) 調理場の防火対策について

調理場は、適切な防火・防災警備を実施している。また、消防用設備等維持管理は、業者による定期点検を実施している。

火災等の緊急時には、設置している消火器を使って初期消火に努めるとともに、出火発見者は園長に報告する。報告を受けた園長は町に連絡するとともに、関係諸機関（消防等）への通報・連絡を行い適切な初期対応をとる。

- (4) 園児の食事の内容・回数・時機に適切に応

育所型認定こども園への給食の外部搬入を実施するにあたって、「幼保連携型認定こども園における外部搬入等について」（平成 28 年 1 月 18 日付子本第 448 号・27 文科初第 1183 号・雇児発第 0118 号第 3 号）及び「保育所における食事の提供について」（平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号）を遵守する。

- (2) 調理場として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

山田こども園、羽床上こども園及び羽床こども園には以下の設備を有しており、再加熱や冷蔵・冷凍による保存も可能である。

主な調理設備 シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ

また、学校給食調理場には以下の設備を有しており、綾上小学校、山田こども園、羽床上こども園及び羽床こども園の給食の調理が可能である。

調理室面積 619 m²

主な調理設備 シンク、冷凍冷蔵庫、作業台、オーブン、フードスライサー、連続炊飯器、回転窯、フライヤー、真空冷却器、洗浄機、消毒保管器

調理能力 1,000 食/日

- (3) 調理場の防火対策について

調理場は、適切な防火・防災警備を実施している。また、消防用設備等維持管理は、業者による定期点検を実施している。

火災等の緊急時には、設置している消火器を使って初期消火に努めるとともに、出火発見者は園長に報告する。報告を受けた園長は町に連絡するとともに、関係諸機関（消防等）への通報・連絡を行い適切な初期対応をとる。

- (4) 園児の食事の内容・回数・時機に適切に応

じることができることについて

食事の内容は、3歳以上の園児については、誤嚥・窒息の危険があり注意喚起されている食材を除き、小学校の給食とほぼ同じとし、3歳未満の園児については、材料を細かく、柔らかく、呑み込みやすくするなど工夫して調理を行う。

3歳未満児は昼食1回、おやつ2回（午前10時・午後3時）を提供する。0歳児の人工乳は、個々の成長や発達段階に応じ家庭との連携のもと提供する。基本的に離乳食喫食後、人工乳を与える。

アレルギー児については、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、個々の子どものアレルギーについて適切に把握し、保護者、各調理員、保育教諭等の連携のもと除去食に対応する。「保育所におけるアレルギーガイドライン」等を活用し、園全体として適切に対応する。

(5) 園の食事に対する管理体制について

食事の提供の責任は山田こども園、羽床上こども園にあり、管理者は栄養面、衛生面について以下のとおり必要な注意を果たし得る体制を整える。

栄養面では、子育て支援課栄養士が毎月の基本給食献立を作成する。それを受け、学校給食調理場と、山田こども園、羽床上こども園で打合せ会を行う。参加者は学校給食調理場担当栄養職員、委託業者、各こども園長、保育教諭等、子育て支援課担当などで、よりきめ細やかな対応ができるよう、情報共有し、子どもたちに適した給食内容を検討する。

また、町給食会や県による給食に関する研修会に園職員や委託業者職員が定期的に参加し、質の高い食事の提供に関する知識や技術の修得等、資質の向上を図る。

外部搬入を行う委託業者とは、衛生面にお

じることができることについて

食事の内容は、3歳以上の園児については、誤嚥・窒息の危険があり注意喚起されている食材を除き、小学校の給食とほぼ同じとし、3歳未満の園児については、材料を細かく、柔らかく、呑み込みやすくするなど工夫して調理を行う。

3歳未満児は昼食1回、おやつ2回（午前10時・午後3時）を提供する（おやつについては週2回程度の午後3時のおやつのみ学校給食調理場の手作りおやつを提供）。0歳児の人工乳は、個々の成長や発達段階に応じ家庭との連携のもと提供する。基本的に離乳食喫食後、人工乳を与える。

アレルギー児については、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、個々の子どものアレルギーについて適切に把握し、保護者、各調理員、保育教諭等の連携のもと除去食に対応する。「保育所におけるアレルギーガイドライン」等を活用し、園全体として適切に対応する。

(5) 園の食事に対する管理体制について

食事の提供の責任は山田こども園、羽床上こども園及び羽床こども園にあり、管理者は栄養面、衛生面について以下のとおり必要な注意を果たし得る体制を整える。

栄養面では、子育て支援課栄養士が毎月の基本給食献立を作成する。それを受け、学校給食調理場と、山田こども園、羽床上こども園及び羽床こども園で打合せ会を行う。参加者は学校給食調理場担当栄養職員、委託業者、各こども園長、保育教諭等、子育て支援課担当などで、よりきめ細やかな対応ができるよう、情報共有し、子どもたちに適した給食内容を検討する。

また、町給食会や県による給食に関する研修会に園職員や委託業者職員が定期的に参加し、質の高い食事の提供に関する知識や技術の修得等、資質の向上を図る。

外部搬入を行う委託業者とは、衛生面にお

ける食中毒対策や調理員の検便検査などの適切な委託契約を締結する。

- (6) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて

本町の学校給食共同調理場の調理業務は、株式会社メフォスに平成 29 年 4 月より業務委託している。株式会社メフォスは給食業務を専門に扱う業者であるため、運営・調理・管理それぞれの専門的知識を持った者が関与している。特に、運営については、近隣の市町で給食の委託業務を請け負っているため実績も十分である。

「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）の第 4 の 2 の規定及び「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。

- ① 調理方式は学校給食調理場が山田こども園、羽床上こども園と同一地域（約 4.6 km）にあるためクックサーブとする。
- ② HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号）に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行うとともに、保健所の衛生指導による改善に努める。
- ③ 食事の運搬及び保管については、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な保温食管を用いることとし、温かい食事は中心温度が 65℃以上、生鮮品等は中心温度が 10℃以下に保たれた状態で保存・運搬を

ける食中毒対策や調理員の検便検査などの適切な委託契約を締結する。

- (6) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて

本町の学校給食調理場の調理業務は、株式会社メフォスに平成 29 年 4 月より業務委託している。株式会社メフォスは給食業務を専門に扱う業者であるため、運営・調理・管理それぞれの専門的知識を持った者が関与している。特に、運営については、近隣の市町で給食の委託業務を請け負っているため実績も十分である。

「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）の第 4 の 2 の規定及び「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。

- ① 調理方式は学校給食調理場が山田こども園、羽床上こども園及び羽床こども園と近隣地域（約 6.7 km）にあるためクックサーブとする。
- ② HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号）に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行うとともに、保健所の衛生指導による改善に努める。
- ③ 食事の運搬及び保管については、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な保温食管を用いることとし、温かい食事は中心温度が 65℃以上、生鮮品等は中心温度が 10℃以下に保たれた状態で保存・運搬を

行う。

- ④ 検食については、配送前に学校給食共同調理場において、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、各施設においても実施する。
- ⑤ 給食の外部搬入における保護者・施設の意見については、委託業者の選定を実施するための要求水準書に反映し、運営後は適切に実施されているか検収を行う。また、定期的なアンケートを年1回実施する等、施設・保護者の意見を反映できる体制を作る。
- ⑥ 衛生面、栄養面に関しては毎月町内保育施設の給食献立検討会を開催し、連絡、周知、情報交換を行っている。それを受け各施設で、よりきめ細やかな給食管理に努める。
また、町給食会や県による給食調理員研修会に定期的に参加し調理の資質向上を図る。
施設内は定期的に厨房内害虫駆除や機器点検を行い衛生管理に努める。
- ⑦ 山田こども園、羽床上こども園の追加調理（夏季休業等含む。）により学校給食調理場の給食実施回数が増加する旨については、令和5年度の調理業務委託契約において明記する。また、3歳未満児についても外部搬入の対象となる旨の契約内容も明記する。

(7) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図ることについて

「綾川町食育推進計画」及び「香川県保育所給食の手引き」をもとに作成された食育年間指導計画に基づき、食事を提供するよう努める。

町の雇用した栄養士の献立に基づき必要

行う。

- ④ 検食については、配送前に学校給食調理場において、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、各施設においても実施する。
- ⑤ 給食の外部搬入における保護者・施設の意見については、委託業者の選定を実施するための要求水準書に反映し、運営後は適切に実施されているか検収を行う。また、定期的なアンケートを年1回実施する等、施設・保護者の意見を反映できる体制を作る。
- ⑥ 衛生面、栄養面に関しては毎月町内保育施設の給食献立検討会を開催し、連絡、周知、情報交換を行っている。それを受け各施設で、よりきめ細やかな給食管理に努める。
また、町給食会や県による給食調理員研修会に定期的に参加し調理の資質向上を図る。
施設内は定期的に厨房内害虫駆除や機器点検を行い衛生管理に努める。
- ⑦ 山田こども園、羽床上こども園の追加調理（夏季休業等含む。）により学校給食調理場の給食実施回数が増加する旨については、令和5年度の調理業務委託契約において明記する。また、3歳未満児についても外部搬入の対象となる旨の契約内容も明記する。羽床こども園を追加する内容については、令和6年度に変更契約を行う。

(7) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図ることについて

「綾川町食育推進計画」及び「香川県保育所給食の手引き」をもとに作成された食育年間指導計画に基づき、食事を提供するよう努める。

町の雇用した栄養士の献立に基づき必要

な栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。

学校給食調理場から調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用コンテナにて下記配送計画に基づいて、1台の専用の配送車を使用して配送する。山田こども園、羽床上こども園までの所要時間は 25～30 分程度である。

アレルギー食の個別対応を行うため、専用調理室において、アレルギー食への知識と調理技術を持つ調理責任者の指示のもと調理を行う。一般の給食との混同を避けるため、特別食調理室内の設備・什器・備品は専用のものを使用する。

子どもたちが栄養や健康に対する知識を吸収するため、学校給食調理場の見学や食物ライフサイクルについて体験学習機会の提供に努める。

【町立山田こども園の概要】（令和5. 4. 1 現在）

1	定員	120 名
2	給食を提供する園児数	<u>67</u> 名
3	職員数	<u>21</u> 名
4	調理室の面積	38.78 m ²
5	調理設備・器具	シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ、オーブン、 <u>ミキサー</u> 、炊飯器

6 配送計画

午前 10 時 40 分調理完了

午前 10 時 50 分 → 学校給食調理場出発

午前 11 時 05 分 → 羽床上こども園出発

午前 11 時 20 分 → 山田こども園到着

午前 11 時 30 分 → 山田こども園配膳開始

午前 11 時 40 分 → 山田こども園給食開始

午後 13 時 40 分頃 食器等回収

な栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。

学校給食調理場から調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用コンテナにて下記配送計画に基づいて、2台の専用の配送車を使用して配送する。山田こども園、羽床上こども園及び羽床こども園までの所要時間は 25～30 分程度である。

アレルギー食の個別対応を行うため、専用調理スペースにおいて、アレルギー食への知識と調理技術を持つ調理責任者の指示のもと調理を行う。一般の給食との混同を避けるため、特別食調理スペース内の設備・什器・備品は専用のものを使用する。

子どもたちが栄養や健康に対する知識を吸収するため、学校給食調理場の見学や食物ライフサイクルについて体験学習機会の提供に努める。

【町立山田こども園の概要】（令和6. 4. 1 現在）

1	定員	120 名
2	給食を提供する園児数	<u>65</u> 名
3	職員数	<u>20</u> 名
4	調理室の面積	38.78 m ²
5	調理設備・器具	シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ、オーブン、炊飯器、 <u>回転窯</u> 、消毒保管器

6 配送計画

午前 9 時 15 分頃 → 給食食器配送

午前 10 時 40 分 → 給食調理完了

午前 10 時 50 分 → 学校給食調理場出発

午前 11 時 00 分 → 山田こども園到着

午前 11 時 05 分 → 山田こども園配膳開始

午前 11 時 15 分 → 山田こども園給食開始

午後 1 時 15 分頃 → 給食食器等回収

午後 1 時 40 分 → おやつ調理完了

午後 2 時 05 分 → 学校給食調理場出発

【町立羽床上こども園の概要】（令和5. 4. 1 現在）

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 定員 | 45 名 |
| 2 | 給食を提供する園児数 | <u>31</u> 名 |
| 3 | 職員数 | <u>12</u> 名 |
| 4 | 調理室の面積 | 35.9 m ² |
| 5 | 調理設備・器具 | シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ、オーブン、 <u>ミキサー</u> 、炊飯器 |

6 配送計画

午前 10 時 40 分調理完了

午前 10 時 50 分 → 学校給食理場出発

午前 11 時 00 分 → 羽床上こども園到着

午前 11 時 10 分 → 羽床上こども園配膳開始

午前 11 時 20 分 → 羽床上こども園給食開始

午後 13 時 30 分頃 食器等回収

午後 2 時 15 分 → 山田こども園到着

午後 2 時 20 分 → 山田こども園配膳開始

午後 2 時 30 分 → 山田こども園おやつ開始

午後 3 時 55 分頃 → おやつ食器等回収

【町立羽床上こども園の概要】（令和6. 4. 1 現在）

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 定員 | 45 名 |
| 2 | 給食を提供する園児数 | <u>23</u> 名 |
| 3 | 職員数 | <u>14</u> 名 |
| 4 | 調理室の面積 | 35.9 m ² |
| 5 | 調理設備・器具 | シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ、オーブン、炊飯器、 <u>消毒保管器</u> |

6 配送計画

午前 9 時 10 分頃 → 羽床上こども園給食食器配送

午前 9 時 25 分頃 → 羽床こども園給食食器配送

午前 10 時 40 分 → 給食調理完了

午前 10 時 50 分 → 学校給食調理場出発

午前 11 時 00 分 → 羽床上こども園到着

午前 11 時 05 分 → 羽床上こども園配膳開始

午前 11 時 05 分 → 羽床上こども園出発

午前 11 時 15 分 → 羽床上こども園給食開始

午前 11 時 15 分 → 羽床こども園到着

午前 11 時 20 分 → 羽床こども園配膳開始

午前 11 時 30 分 → 羽床こども園給食開始

午後 1 時 10 分頃 → 羽床上こども園給食食器等回収

午後 1 時 25 分頃 → 羽床こども園給食食器等回収

午後 1 時 40 分 → おやつ調理完了
午後 1 時 50 分 → 学校給食調理場出発
午後 2 時 00 分 → 羽床上こども園到着
午後 2 時 05 分 → 羽床上こども園配膳開始
午後 2 時 05 分 → 羽床上こども園出発
午後 2 時 15 分 → 羽床上こども園おやつ開始
午後 2 時 15 分 → 羽床こども園到着
午後 2 時 20 分 → 羽床こども園配膳開始
午後 2 時 30 分 → 羽床こども園おやつ開始
午後 3 時 40 分頃 → 羽床上こども園おやつ食器等回収
午後 3 時 55 分頃 → 羽床こども園おやつ食器等回収

【町立羽床こども園の概要】（令和 6. 4. 1 現在）

<u>1 定員</u>	<u>90 名</u>
<u>2 給食を提供する園児数</u>	<u>57 名</u>
<u>3 職員数</u>	<u>16 名</u>
<u>4 調理室の面積</u>	<u>47.17 m²</u>
<u>5 調理設備・器具</u>	<u>シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、グリル、レンジ、オーブン、炊飯器、回転窯、フライヤー、消毒保管器</u>
<u>6 配送計画</u>	<u>町立羽床上こども園の配送計画と同様</u>